

■ 耐火構造の外壁を支持する部材の構造（口準耐1）（平成15.10 [改正] 平29.4 令8.4）

(1) 口準耐1（外壁耐火の準耐火建築物）において、耐火構造の外壁にRC造、コンクリートブロック造等以外の非耐力壁（ALCパネル等）を設けた場合は、原則として、外壁を支持する軸組等（不燃材料）は耐火被覆等の措置を講ずる必要がある。ただし、階数が3以下の一戸建ての住宅及び兼用住宅は、耐火被覆等の措置を除くものとする。

【解説】 外壁を耐火構造とした準耐火建築物（口準耐1）は、内部の柱、はり等を木造等とした建築物で、内部火災によっても外壁が倒壊せずに燃え残るように自立する構造を想定している。したがって、外壁が非耐力壁の場合は、骨組等に鋼材等の不燃材料を使用し、更に耐火被覆等の措置を講ずる必要がある。

(2) ピロティなどで耐火構造の外壁がなく柱、梁が露出（天井がある場合も含む。）している場合は、下記のように取り扱う。

- ・ピロティなどの上部に設ける床は耐火構造の床仕様（デッキプレートの上にコンクリート打ちされたものも含む。）とする。
- ・柱・梁には耐火被覆等の措置をする。ただし、天井部分を外壁の耐火構造と同等の仕様にした場合は、梁部分を除く。
- ・天井は不燃材料とする。
- ・天井裏で外壁がない部分は、耐火構造の外壁と同等の仕様とするか、または防火設備を設けるものとする。

